

くらしのニュース 1月号

2019年(平成31年)

NO.451

発行/苫小牧市市民生活部安全安心生活課 TEL0144-32-6306(直通)

平成30年12月25日発行

安全安心生活課消費生活情報ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/shohiseikatsu/seikatsubusshi/>

大きなリスクも！

「アパートを建てませんか」という勧誘にご注意！

- 事業者が建物所有者から賃貸物件を一括して借り上げ、賃借人に転貸する、サブリースというアパート経営があります。管理の手間をかけずに一定の家賃収入が見込めるメリットを感じますが、リスクもあります。
- 「家賃保証」とうたっていても、家賃相場や入居状況の悪化等により見込み通りの収入が得られない場合があります。また、高額なローンを組むこともあり、ローン返済の他に、老朽化による修繕費用等、契約後の追加の出費も必要になります。
- よい話だと思っても、一人では判断せず、家族や周りの人に相談し、事業者から契約内容や事業計画、家賃収入が減る等のリスクについて説明を受けるなど、十分理解した上で契約の判断をしましょう。
- 不安に思ったら、苫小牧市消費者センター（TEL 33-6510）にご相談ください。

楽しく通ううちに高額な商品を購入 「SF商法」に注意！

- 数か月以上の長期にわたって販売会を開催し、無料・安価な品物を目当てに会場に通う高齢者に個別に声をかけて、次々に高額な商品を販売するといった手法です。
- 無料の日用品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。長期的に会場に通うなかで築かれた販売員との関係や会場の雰囲気によって、勧誘を断りにくくなります。老後の資金を取り崩してまで購入が必要か、よく考えましょう。
- 家族や周りの人は、当事者（本人）に寄り添った話し合いを心がけてください。会場に出向く背景には、日常的な寂しさ、娯楽のなさ、健康不安、経済不安等があるといわれています。頭ごなしに否定したり怒ったりせず、話を聞くようにしましょう。
- 困ったときは、消費者センター（TEL 33-6510）にご相談ください。

《消費者被害防止ネットワーク情報》 参考：国民生活センター ホームページ

消費生活出前講座のご案内

消費者トラブルに遭わないための講座を、消費生活相談員が出前します。

- ◆ 対象 学校（小学生高学年から）、各種団体、グループ
- ◆ 時間 1時間～1時間30分くらい
- ◆ 料金 無料
- ◆ 申込先 苫小牧市消費者センター ※申込みは随時受け付け



消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

平成30年11月 112件（前月 150件 / 前年同月 191件）

相談分類25項目中 上位3分類	相談件数				当月の主な内容
	当月	累計	前年同月	前年累計	
商品一般	17	344	73	236	宅配便を騙るメール7 消費料金5 迷惑メール2 不審電話1 ほか2件
運輸・通信サービス	15	176	24	258	デジタルコンテンツ5 光回線2 光コラボ2 テレビ受信障害2 携帯電話1 ほか3件
金融・保険サービス	13	111	25	107	フリーローン・サラ金8 家財保険1 クレジットカード3 生命保険1